

令和 7 年 5 月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和 7 年 5 月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和 7 年 5 月 1 9 日（月） 午後 3 時 3 0 分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎 4 階 教育会議室 1
日 程	第 1 会議録署名委員の指名 第 2 付議事件 議案第 7 号 令和 7 年 6 月議会定例会の議案について・・・・・・ 1 議案第 8 号 教職員の人事措置について・・・・・・当日配付 議案第 9 号 教職員の人事措置について・・・・・・当日配付 第 3 報告 ・令和 8 年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）… 1 ・令和 6 年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握（調査）」の概要について・・・・・・ 4 ・令和 8 年度新潟市立学校管理職選考検査について・・・・・・当日配付 ・新潟市教科用図書審議委員の委嘱について・・・・・・当日配付 ・令和 7 年 5 月議会臨時会の議案について・・・・・・ 5 第 4 次回日程 6 月定例会 令和 7 年 6 月 2 7 日（金） 午後 3 時 3 0 分 第 5 閉会

報 告

令和7年6月6日

新潟市教科用図書審議委員長 様

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和8年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、調査審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

令和8年度使用教科用図書に関する資料の作成について

2 諮問理由

令和8年度使用教科書の採択について、一般図書（特別支援学校・学級用）採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問します。

採択基準について

下記に基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

新潟市教科用図書審議委員会設置要綱

新潟市教育委員会

(設 置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高志中等教育学校長、教科に造詣の深い教員及び児童生徒の保護者代表を含む一般有識者からなる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会を組織する。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

① 委員長 1人

② 副委員長 1人

③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会 各1人

2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。

5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。

6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

(研究調査)

第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から

選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- 3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行う。

附 則

この要綱は、平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

令和6年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握（調査）」の結果

学校人事課

1 実態把握の結果

「体罰案件」と「不適切な言動案件」のうち、教育委員会が懲戒処分及び訓戒として対処した件数は以下のとおりであった。

	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校 中等教育学校	計
体罰案件	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
不適切な 言動案件	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)

＊（ ）内の数は、令和5年度調査における数。

＊体罰1件については懲戒処分、不適切な言動1件については訓戒として対処した。

＊調査票の回収率は約72%

2 調査対象者

新潟市立小学校、中学校、特別支援学校、高等学校及び中等教育学校の児童生徒、保護者及び教職員

3 調査対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

4 調査内容

「体罰」と「不適切な言動」の定義を以下のように定め、これらを「受けた」「見た」「行った」ことがあるかどうかについて調査を行った。

「体罰」とは

児童生徒に対して、殴る、蹴るなどの身体に対する侵害行為を行ったり、長時間の正座や直立姿勢を保持させたりするなどの肉体的な苦痛を伴う行為を強制すること。

「不適切な言動」とは

児童生徒に対して、人格を否定するような発言をしたり、暴言や怒鳴り声を浴びせて威圧したり、身体や容姿をからかったりするなどの精神的な苦痛を感じさせること。（「相談したにもかかわらず対応してもらえなかった」こともこれに該当する。）

5 事実関係の把握と該当性の判断

「体罰」と「不適切な言動」を「受けた」「見た」「行った」と記載された調査用紙について、教育委員会が管理職から聞き取り調査を行った。教育委員会が事実関係を把握した上で「体罰」と「不適切な言動」に該当するかどうかを判断した。

6 未然防止に向けた今後の取組について

各校園に、教職員の人権意識を高める指導の徹底を指示する。研修資料を活用し、「体罰」や「不適切な言動」が起きた背景や要因及び未然防止に向けた具体的な方策を教職員同士で検討する場をつくるよう各校園に働きかける。教職員が事案を自分事として捉え、自分や同僚が児童生徒に「体罰」や「不適切な言動」をしていないか、再認識できる研修を実施することで、「体罰」や「不適切な言動」を許さない、見逃さないという意識の高揚と職場風土の醸成を図る。

令和8年度新潟市立学校管理職選考検査について

I 校長選考

採用予定数	35人程度（昨年度38人採用）
受検資格	① 新潟市学校園の教頭として3年以上の勤務経験のある人 ② 原則として58歳以下の人
日程	5月15日(木) 通知 8月2日(土) 第1次選考検査 13:30～15:30 内容：論文 10月中旬 第2次選考検査 内容：面接①（人物） 面接②（学校経営、人事管理・育成） 3月上旬 結果通知（内示）

II 教頭等選考

採用予定数	40人程度（昨年度42人採用）
受検資格	① 新潟市立学校に現に勤務している人、又は新潟市教育委員会がこれに準ずると認めた人 ② 教頭（主幹教諭との併願も含む）：年齢が39歳以上の人 主幹教諭のみ：年齢が37歳以上の人 ③ 中堅教諭等資質向上研修（12年経験者研修を含む）を修了した人（令和7年度末修了見込みを含む）、又は中堅教員研修を修了した人 ④ 下記のア～クのいずれかに該当する人 ア 政令市移行後、市外勤務1回（3年以上）の勤務経験のある人 イ 平成27年度末28年度初までの新潟市立学校人事異動方針に基づき、採用6年経過後、B地域1回、C又はD地域1回の勤務経験のある人 ウ 教務主任、研究主任、生活指導主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任（学年2学級以上）、保健主事、学部主事または寮務主任を2年以上経験のある人 エ 教職大学院を修了した人、もしくは修了見込みの人 オ 新潟市採用主幹教諭 カ 新潟市マイスター養成塾修了者 キ 6学級以上の学校で、特別支援教育コーディネーターを2年以上経験した人 ク 新潟市教育委員会が認めた人
日程	5月15日(木) 通知 8月2日(土) 第1次選考検査 9:00～12:00 内容：筆記検査（新潟市の教育施策、法令、教育の動向等）、論文 11月上旬 第2次選考検査 内容：面接①（人物） 面接②（学校教育の管理・運営、教職員の育成） 3月上旬 結果通知（内示）

※ 受検資格の①、②についてはいずれかを満たすこととする。

※ 主幹教諭選考を併せて行う。なお、主幹教諭のみ受検の場合は、受検資格から④を除く。